

*2008年3月11日（第2版）
2008年3月7日（第1版）

届出番号 第09B2X00011000027号

機械器具 11 放射線障害防護用器具
一般 放射線防護用カーテン JMDN 38375000

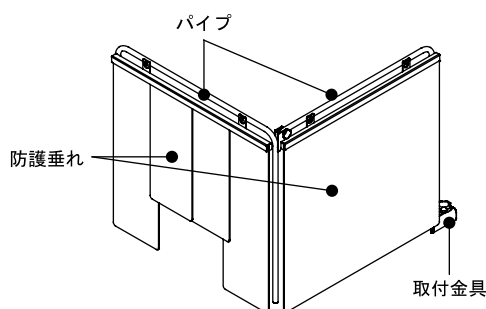
X線防護垂れ XBUB-XPROT形

【形状・構造及び原理等】

1. 構成

- (1) 基本構成
・ X線防護垂れ : 1式

2. 各部の名称



3. 本体寸法および質量

- (1) 基本構成の寸法及び質量（単位 寸法：mm、質量：kg）
・ X線防護垂れ
770(幅)、750(高さ)、855(奥行)、14(質量)

*4. 作動・動作原理

X線管装置（届出対象範囲外）から出たX線は、X線可動絞り（届出対象範囲外）により特定のビームに絞り込まれ、患者を透過してX線検出器等（届出対象範囲外）に入ります。この際、一部のX線は患者で吸収・透過されず散乱X線として不特定方向に散乱されます。X線防護垂れはX線を吸収する鉛を含む物質で構成され、患者台（届出対象範囲外）の天板および天板上に設置された膝受け台（届出対象範囲外）等に固定されます。患者と術者等の間に設置されたX線防護垂れにより散乱X線を減衰させ、不必要な被ばくから術者等を保護します。

【使用目的、効能又は効果】

患者から放出される放射線による不必要な被ばくから術者等を保護すること。

【品目仕様等】

1. X線防護用鉛当量 0.5mmPb以上

【操作方法又は使用方法等】

1. 使用環境条件

- (1) 温度 : 10 ~ 40℃
(2) 相対湿度 : 30 ~ 85%（結露しないこと）
(3) 気圧 : 700 ~ 1060hPa

2. 操作方法

- * (1) 検査準備
1) 組み合わせ可能な機器の患者台（届出対象範囲外）の起倒角度を水平にして、天板に膝受け台（届出対象範囲外）等を取り付ける。
2) X線防護垂れを患者台（届出対象範囲外）の天板と膝受け台（届出対象範囲外）等に取り付ける。
3) 患者台（届出対象範囲外）に患者を乗せる。
(2) 透視・撮影
1) 透視・撮影を行う。
2) 防護垂れが手技の妨げとなる場合は、防護垂れをパイプから取り外す。
* (3) 検査終了
1) 検査終了後、患者を患者台（届出対象範囲外）から降ろす。
2) X線防護垂れを患者台（届出対象範囲外）から取り外す。

詳細は、取扱説明書（2B621-678JA）を参照してください。

3. 接続可能機器

- (1) 汎用X線診断装置用非電動式患者台
(2) 汎用X線診断装置用電動式患者台
(3) X線透視診断装置用非電動式患者台
(4) X線透視診断装置用電動式患者台

【使用上の注意】

<重要な基本的注意>

1. 操作前にX線防護垂れが患者台に固定されていることを確認すること。
2. X線防護垂れは、患者台の起倒が水平状態のときのみ使用すること。
3. X線防護垂れだけでは、X線を完全に遮蔽することはできません。必要に応じて、防護服、防護手袋を着用して下さい。
4. 患者台を操作する際には、X線防護垂れと患者台が干渉しないように注意すること。

<その他の注意>

1. この製品および組み合わせ可能な機器を廃棄する場合は、最寄りのサービスセンタにご相談ください。有害な鉛を使用しており、関連法規などに基づく廃棄が必要です。

この他にも、システムを使用するに当たっての注意事項が、取扱説明書の冒頭にピンクや黄色で色分けされたページにまとめて記載してあります。使用前に必ずお読みください。

取扱説明書（2B621-678JA）

- 「安全上の注意」、「使用・管理に関する重要情報」、「保証について」、「免責事項について」

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

1. 輸送及び設置環境

- (1) 温度 : -20℃ ~ 70℃
(2) 相対湿度 : 30 ~ 95%（結露状態を除く）
(3) 気圧 : 500 ~ 1060hPa

取扱説明書を必ずご参照ください。

2. 耐用期間

指定された保守点検を実施した場合に 10 年です。
 (ただし、耐用期間は使用状態により変化するため、個別に定める場合はこれを優先します。)

【保守・点検に係る事項】

保守点検には、「使用者による保守点検」及び「業者による保守点検」があります。

1. 使用者による保守点検

「始業点検」と「終業点検」を行ってください。
 詳しくは、取扱説明書 (2B621-678JA) の「第 6 章 保守点検について」を参照してください。

2. 業者による保守点検

サービスエンジニアが行う点検です。
 保守・点検の詳細手順、交換部品については、取扱説明書 (2B621-678JA) の「第 6 章 保守点検について」を参照してください。

【包装】

1 台単位で包装する。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売元 東芝メディカル製造株式会社 住所：〒324-0036 栃木県大田原市下石上 1385 番地 ご連絡は東芝メディカル製造(株) 品質保証部をお願いします。 TEL：0287-29-2200 (ダイヤルイン)
販売元 東芝メディカルシステムズ株式会社 TEL：03-3818-2111 (総合案内) 本社/住所 〒324-8550 栃木県大田原市下石上 1385 番地
休日・夜間 お客様コール受付窓口 東芝メディカルコールセンタ お客様専用フリーダイヤル：0120-1048-01 開設時間： 営業日 17：30 ～ 翌日 9：00 休業日 9：00 ～ 翌日 9：00
製造元 東芝メディカル製造株式会社
最寄りのサービスセンタ

取扱説明書を必ずご参照ください。